

在正書中一月念五日三社
匪佳特選燈所席讀其理
和氣變身自有其時侯之佳禁
為本校正

蜜岳居士

出羽國風土紀卷之六

Small library label with a grid pattern and some illegible characters.

出羽國風土畧記卷之六

目錄

飽海郡此代郡

船橋八幡宮

熊野權現

真清館

龍澤權現

永泉寺

大物忌神社當國

神樂方

官外鎮

松尾御

白山姫神社

大楯

玄田館

龍澤權現とらひ

箕輪館

月山神社

番人方

玄月館

上寺觀音

後菴寺稻荷

水目館

劔竜山藥師

鳥海山

神主社人

掃除方

大工方

講堂 業師堂又
本地堂氏

神宮寺

衆徒

吹浦雨館

葛那彼

白旗社

附有耶無
耶の関

三崎山大師堂

附者世山

菰崎村

K290

出羽國風土記卷之六

出羽國風土記卷之六
一飽海郡 在左郷

東山ハ山なり云渡山大師堂を由理飽海

郡の境とて南ハ日向川を荒瀬在左

の境とて北ハ海なり村敷凡八十二ヶ村有

是を十二組とて西隅十二組ハ葛那内組

酒井之内ヲ捕殿以入云石込組麻那沢組水上組

八日所組大井組江地組楸崎組古人若ハ概を

長あり概ハヒサキあり吉出組山目組吹浦組濱組

黄を分こと列をハ有



多田内村 山之内村 市野村 今泉村 中崎村
山中崎村 真奥体村 多田内彩田村 ニワ彩田といふ

以上八ヶ村之野内組なり

石过村 弘橋といふ 上大内目地村 下大内地内村

三川村

以上記ヶ村石过組なり

麻野沃村上寺 蕨忌村 大淵村 板沃村 平

津村 平津彩田村

以上七ヶ村麻野沃組なり 当組の内天神彩田といふ

水上村 上小松村 下小松村 上長橋村 下長

橋村 大橋村 大橋彩田村

以上七ヶ村水上組なり

八日所村 十日所村 六日所村 鹿引村 昌田

村 漆曾根村

以上六ヶ村八日所組なり

大井村 後庭寺といふ 大猪助村 小猪助村 南福

寺村 山福寺村 猪沼村 岩川村 仙山彩田村

以上八ヶ村大井組なり

上江地村 下江地村 多田村 下多田村 多

助村 向多田村

以上六ヶ村江地組なり

上楸崎村 下楸崎村 又安市村 大高田村

以上七ヶ村楸崎組なり

吉出村 上沖沢村 下沖沢村 下沖沢彩田村

京田村

以上八ヶ村吉出組なり

北目村 釵積寺村といふあり 南目村 落多中野村

下当村 市川村 落外村 中ふ彩田村 杉引

彩田村 箕井瑞彩田村 山目彩田村 山崎村

九子村 山彩田村 十ヶ年以前開きと

以上十一ヶ村山目組なり

吹浦横所村 同者所村 多崎村 瀬中浦村

女座村

以上十二ヶ村吹浦組なり

十里塚村 能碓 興 高野村 喜塚村 上林 興 五ヶ村

白木村 多海村 小湊村 能宅 興 五ヶ村

以上八ヶ村濱組なり

釜崎村 在年の罷敷よりして組なり 越前村 罷敷の書未文より伝へたり 越村 二ヶ

千石 千石六石九斗 千石 八斗

一之内館

道南ハ古羽州一夏の神領より海に多内村
と稱を館ハ丸尾氏初大輝といふ人吾佐を
られしにまゝして堀形ホ今に跡あり古人
は人大物云神社の神職なりしといふ事
たゆみに志りしを上古 朝家より氏初省の
官人を下戸は人民の事を法りさとしめ
神領地改職も善業せし人なりし由に
古俗神職のやうに差へたりしや無仁
天心の云乱よ一夏の封戸も職し丸尾氏も
名のこにも傳れたる言上出羽守後代とい

神領は緝ひありと云元和の末近吹浦神を奉
收納十年中の神事も善業なりしに
傳りしと云被材役人梅津何業而指し傳
己し慶長の水牯面を見しに本田に万石
にる七束刈は米三百九十石に合はれ内百
刈と云神領出田一万石に合はる九十九束刈は
米百十石六斗八合は内六石二十九束刈と云
神領苗代も二石十二束刈は米十二石一斗二
束は内十二束刈と云神領苗代五田子百六
十石束刈は米十石五斗八束三合五田九石八

十束刈は米六石八斗二升八合右田合六万
百三十一束二把刈は米又石四斗九升二
升七合右田合一万石四斗九升二合あり及
別本の半ハ懸りハ略之帳面蓋紙一曰
慶長六年九月十九日進取組馬守判とあり
帳の末は白岩之膳徳五日記付浪江子左の
合日記小孫又左巻の目先左巻の与七舞出
算用吉田幼左巻の和国金左巻の里見傳左巻の
懸ヶ崎算用通沃左巻の里見左巻の税君左巻
能定とあり帳袋の上書きハ家上之御代

日孫左帳袋とありは村村役人民弱左巻の
とありその後元和九年酒井家ハ白井吉左巻
中世古巻左巻五人を以て抄檢地之後寛文
年中神代左巻抄江上ノ形制ハ左帳左巻ハ
元和九年ハ抄檢地帳左巻上ノ形制ハ水帳
末文云寛文九己酉六月五日伊左巻左巻ハ
平永田源市左巻ハ小島七左巻ハ三浦七左巻ハ
とあり九月中申の日例年吹浦村の祓祓
古舞獅子段を渡一當雨の参禮と云ハ又祓
豆幕より後の大庭を出一来りハに壬午年

神を奉祀せしめしれ大麻を引く事ハ
絶し

当村より一丁程西の方水田の中に僅の藁
あり古人本家と稱せしむる神志の人ハ
一書に山王といふ説あり今当村の産家と
稱せしむる本家より遷居志ありとを在代
伝像を立ちしむ又去年破舎を建立し後
驗より五月廿六日檀現と札志に書出し
ハ河法の事なり村の南に古き石燈籠あり
古來ハ本家にありけりとを但本家と稱せし

ハ古人の私事にて曉の節ありあり
本社と稱せしむる事也

一 白山姫神社

言中内祖中宿村より社家一人熊野一人
あり言野内慶長に水牯小白山田とあり
ハ神の祭料なりとを今ハ名をだし
人稀なり祭礼三月十八日七月十八日氏子
ハ獅子舞を渡せしむ代神壇に親善と安座
是社奉幣いぬしとを伝家の斗いし
也

一 弘橋八幡宮

弘橋ハ石辻村（中ノ）の内よりして小名なりハ幡
右并及東夷征伐の附け所に此陣をめぐれ
け神を勧請しありと云傳（り）上杉家内
を初りしあり此と神伝もありしに三上
家（渡り）徳神社（此判物を渡されし）
當社の社家系によつて此妻附なりし
と云傳（り）今に八幡田神社樂田神子免松と
いふ下名ありと云傳（り）源朝とて社家毎
日のもの二人あり二月初午日多礼あり古

來ハ氏子弓矢を拵て奉仕せしと云傳（り）今は
一 二三寸天條といふを傳進せしと云傳（り）又ハ
月朔日多礼ありて今民群集し予按する
に朔日を祭日とし一十月日ハ祭奠するハ氏
子人壽を好む也（り）市桑村の八幡宮ハ弘橋
より及祀をりしと云傳（り）翌日と云傳（り）
群集を夜よ弘橋よりしてハ朔日を祭日とし
り夕よや弘橋の北よ川を隔て大内地目村
懸といふあり姓古 朝家より安人をなれ
り夕よして大内目といふ村より夕よ村後

人の宅地を見むにそ搦奉祈の人此居住せ
し地とい見(是地内)に古仁王の社多兼秋田郡
の下に居を
又あり尚村の西田畝の中に山王の祈祠あり吹
浦村秋の祭後尚社より七日の爲忌あり吹浦
の祭
七日よいつる申の日より又
七日目の宮より申の日とせり(氏子)津に智れず松須
月代仇をとくま六日よ尚の夜氏子大幣
系籠大繩を飾りそ後人を搦めて祈事と
を聖朝又氏子系籠に

一上寺観音

上寺の観音の別當流禿居位の地よりして
麻中河祖蕨忌村の上にあり夜より上寺と稱
又あり蕨忌といふ一山の号を松懸山といふ
三十二坊あり上首を観音寺といふ院号を
光岩院と稱を古社記畧記より見(より)け山
三宮院所の之の末流よりして三月十八日入
峯の作法あり流禿列して観音堂之巡を
堂の内に大幣を立田樂教曲あり元文年
中祇詣を中下一住記口 宣を入るる辛櫃
未を出を事ハ大社考附録に記し傳れむ
畧之峯入堂ハ観音堂の上山林の中より有

三月十八日より又月五日と書籠

当山領言百八十八石六斗五升二合出羽守為の判あり

内百石十石一斗六升三合一合殿尾村平同三石

一斗五升彩田目村同三石二斗八升四合

枝沃村内八十石又斗二升二合一合系一通

面同九十九石一斗二升見出右言配南の事

ハ古社領畧記より明暦元年以後松

岳山親善寺を多海山院改稱と改稱と云

云彩義子して江戸に箇寺下なり一山より

例年郡中牛牛五を出と古板とて松岳山と

あり

一熊野権現

熊野沃領の内枝沃村あり社領三十二石

八斗六升合地方枝沃村右言別当坊納

殿尾系下言の内よして別当坊も三十一三坊

の内なり又室宮坊といふもの八石又斗二升

を領言是又殿尾言の内なりともに三宮院

御門言の末流よして親善寺支配の流流之

今熊野山といふ牛牛五を出と古人上寺より

以前に建とるなりといふ牛牛五を出と古人上寺の

龍寺といふあり古き位碑一基あり一は
希龍院後都室帝立太子と有り信忠公積
の位碑といふ。乱世の次子細ありて王孫の
けありていられさをもふ事もあり一もや
又一ツハ室学院後令山津運大居士とあり
年月月日ある一基として厨子入りて古僧
深く尊敬も大居士とあり。松佐家の戒名
もや。太平記評判二十七。是師直上系法
西の傳曰の条下に畠山法西の執事松佐卿
といふ。苗方の松佐より出づる人もや。同二

十。是二角入。及孫叛の傳曰に松佐戰場よ
おめて折死の事あり。同二十九。是松佐法西
合戦の傳曰よ畠山法西の戦子をたくり
て二百余人。松佐折物の云々。余人の云
をい。三十人を一揆として折物の云々。大將
よは法西の執事松佐を定む。定む
と云々。又續太平記二十一。是畠山義就系
初没落の条下に松佐といふあり。同。古軍
節。教法。他界の条下に松佐河内守とあり。
同二十三。是河内法西の義就を年。義就の

必おれを為しより在作河内守由直を其後
代よき（至江別多江の海城を堅固に構て
と云く明徳記も河内守の守備代在作河
内守とあり又應仁記も高山右衛門作義純
上洛の条下に文正元年九月上旬に熊野水
山を立て即河州へ入國を河内守長直若井
の城を築き大堀二重三重に上させ其糧
堀を築き楯を成軍勢に及び斗りてあり
りりりり然ふ義純こそ熊野を出張せしれ
よりと云て河中の人民右衛門左衛門を發勅

一はれを其時に長直たより其後其義純は天
下に知らるる勇武の人にして我々思ひて其
いりなり其城なりた其いせめ後せん
まも物をと平生亂菫社の人をりりけ平城
よも吾として其城切て其詮なりとや其の
らん其のによりて其良の筒井りりりそ
其にりりされいよき其城に其糧はふりて
其勢なり一全戦もあ及とり除其を
よらんてや立りりり筒井つて其筒よか
る在作河内守其平の姿なりたりと云く

その外在依入及の事、太平記評判ふらハ一
無きられむ畧を梅まらに在依及ハ大楯小楯
一して高山の手に属一在系勅毒の以河内
の古藤代は神をくれ一と見入一り高山に
て後大楯も亡一にや小寺氏庄内お預り
在依古系無きえといふ人古河内の場合今
の地は接一りといふ説を記在依家と
お續一り人まで大楯一在をくれり
や

一後友寺福荷社

後友寺ハ地名として大井村徳平の枝々
宝曆八年神階をヤ一りとして家ハ正一
位福荷大明神を過少細云連子老を承之
とあり吉田成執奏一あふ事とは皆一傳
甚去々年従公義徳社神階神君の刻尚
社の神位ハ注をな一陰森一り事考
其ハ勅許の節とらる一甚令根の雨為ふ
て徳社よけお多々あり歎々事

一吉野館

同祖小徳村に館あり吉野ハ館之名

字とを假名諱亦詳なりと云 東照宮を氏
神と云ふ百姓あり館之の子孫也

一 多田館

江地組の多田村にあり。因指介指として館
に二所あり。新賣石垣何業といふ所の今由
指は佐佐木堀形亦今にあり。古門掃部といふ
百姓小館之の系書あり。一に今ハ福矢
志より一と云。大納言社記小由亦も古神
殿なり。一と見。一より刈る亦旧記に亦見
一。村は山王形。山白山木の社あり。又修験

二人あり一人ハ古ハ社家より一と吹浦村進
甚家の支別也

一 茂王権現 又龍河権現也

吉野組上野河村の山中にあり。社領十三石
一斗一本。地方上中河村出羽守皮判也。あり
社家一人あり。古神あり。銘は兼久二年神也
一字代とあり。壬午獅子尻。每春寺社。既畧
記。は神号の上野河。山玉権寺とあり。産免
茂堂の山号なり也

一 小田館

遂に其意帰来物而有限能造依不可此止
為程後不家其造雜多言先や其悔意可
預其功之状依陸奥守成神幸新執達如
件

承久二年十二月三日

教位為原判

同 二三言判

山目地既形毎寺度

とあり此教書吹浦村にあり文面の上を
往年大社考に記し傳れを略之

一 劔竜山薬師堂

下当村の枝に劔積寺といふ所にあり古歌一
負流流六人あり古社伝畧記曰在依以下塔
村劔龍山淨光院劔積寺云云石六斗二木
八合地方下塔村に馬原一色慶長十八年
紛失下当村に劔竜山永泉寺といふ禪寺あり
又を村に劔竜山永泉寺あり云云同山号
を稱する事由然あり一と云傳(傳述と
今を事詳なること

一 劔竜山永泉寺

尾藤村にあり古伝云二十八石七斗八升

八合馬平一通し面地方尾落外村吹浦村
古事記の旧記曰貞観辛申慈覺大師神言寺
開基の比当所に伽藍を建吹浦村の興院と
し永泉寺と号すとありそは天台なりと
云傳へり後來元翁和尙けるに任職せしれ
曹洞宗と名も和尙の親像あり境内に谷
あり親言堂あり古記より慈覺大師後
六世の及場江胎内より鞍石おといふ
あり又七ふ息俊おといふ事を云傳へり寺
のちに裡の太本所り例辛正月三日吹浦
村の社殿中に出辨獅子段を渡す

一箕輪館

箕輪村の山表池の色にありしにやホドキ志未の
語今に堀おを事あり古記より館ありし
といふ事今知る人がしそ東に箕輪村有
山の左右より出されし山形を見れを記し
箕輪の輪のことし故よ箕輪館と云しよや
那館を諸ちりし事十丁余支列の館およそ
傳りりりよや山本宗依の事集に予二十八
歳の時黒髪山君といふ事を箕輪館より

人々を海をくぐる事待りしに

司の上よおのいをーむを玉の

君髪山の雲れをりて

とあり卯に筆海館の筆西見る

一 多海山

當りの山にありて飽海坐理二郡子隣りり

古人日本書記の高山とありて丁よりて十七

丁より十八丁より一人一分余ありとを系行天皇

神宇大相忌神社当山一 表現のそ後

神明天皇二十五年は山よ此神座を後

平城天皇の神宇吹浦村よ移座と説起す

有り社よ某師の伝説并十二神將あり壹長

三宮幅二宮半長床に宮幅二宮飽海郡をけ

山の表はとー古ハ吹浦麻忌並列當りて

坐理郡を裏はとー矢崎小漕漕河等に流

流あり流流あり某師神座復田言二千二石二

斗一本八合九夕麻忌村よあり波地志系百

石十石一斗六斗三合の内之吹浦村寺部乃

旧記曰多海山有之道以海を為す之乃若

吹浦吹浦坐理也と云々今吹波別當山

上葉師堂の論を以て持て明暦年中吹浦方より神宮寺ハ古來多海山の別當なり
厥是松岳山親音寺多海山と出をいふ
法なりといふ又厥是方ハ吹浦両山神宮寺元統多海山ハ古來を引申法印なり
と論を因て双方あり 公裁を經たり統を
佛領主是を中下抄扱ありて双方ハ 是書
を以て仲後さるる又云如左

一 厥固親音寺~~并~~五ノ松岳山と申之れ也
一 多海山と出來申院授有之旨向後
吹浦占兼侍ノ及古來占道筋有之候
抄檢使是を以て吹浦占
兼侍ノ及古來占押(中)官及事

一 如付抄扱し上を以て來一歩被和順申分仕留
及事

未六月 長谷川權左衛門判

末松吉右衛門判

石原平右衛門判

宛兩地方學院の名あり

右三人ハ沙領主の嘉菴なり双方沙扱沙徳
院文物也

今度願是親善寺并流院中吹浦邦之寺并
流院中公事仕印戸与社沙事新中法裁許
沙書封を以於元内籍是撰津守撰是如也
扱之之今条之書書之以下急事存以奉隨
沙書上之自今以後少之お遠中留發以若お
遠之候沙在自之何様之曲事茂可茲作
存以仍如件

明曆元年未九月

願是親善寺判

流院是判

吹浦神子寺判

流院是判

宛所嘉菴大目付与社横目郡事新所奉新
亦十七人の名あり

古ハ願是吹浦流院三方の流院同附一系
孫の善ハ吹浦流院を上座と凡延宝年中
古法を祀也且本堂内陳し内子五夜一石
数の事あり一と云吹浦方急横り役取に

出許仍与厥是より一札を在る上吹浦より
其安を在る下文義如也

お後一札之事

一多海山抄堂白兼請之氣流表口厥是より
及中兼吹浦之氣流及其裏口矢崎小流
流沃之より兼請之氣流乃其於本堂礼
拜之言吹浦流流及者庄論与仕以換之
方白下中連以自然お背以若此庄以之
度吟味仕承座 亦公儀様口下中一上作
山上より風雨之言是夜仕以刻之今度列

成之建立仕以長床、是夜之仕以本堂此用
傳一人茂持至中官後以付者少もお違
之由是仕以爲後日流文仍与物件

延宝六年 午七月

多海山一知高

般若院不

宝藏院不

南生院不

清水坊不

為氣流中

古社流事抄

山田河内守兼門殿

小黒七右衛門殿

神宮寺

元禄中

元禄十六年未十二月矢鴻百姓願忌元禄
をお手としてけ山の境を論じて江戸へ出
祈矢鴻方山上薬師堂の建而生理郡の内之
といふ願忌元禄ハ島海山ハ大相忌神社にて
飽海郡に結彦の義兵史ハ明白なり被而建
之ハ飽海郡ニ結彦と云ふと云ふ矢鴻方中ハ
大相忌神社ハ一云ふとして同郡の内吹浦村
ニありて先代より神宮寺を家より一云ふと

書之。後亦被郡へ引來れりといふ願忌方
ハ吹浦村大相忌神社ハ島海山より初結彦の
地として島海山ハ本社なりと信之室永元中
辛江戸より御檢使をきいされ吹浦村の社
家古家小治為ありけ言島海山薬師堂建
之ハ飽海郡ニ結彦と云ふと云ふ大相忌神社
結彦の地なりその後吹浦村ニ移し一云ふ乃
願忌吹浦村より結彦來り遷幸の記ハ安
志之。一云ふ薬師堂ハ島海山上ニありて願忌
吹浦表口なりといふんハ何の傳あらんや

然を大庄屋阿部何某に指図を請て書付
指出せし旨古社役人山田氏より書状有
て多海山ハ一云大相忌神社の本社よりして
吹浦村ハ多海山の勧進と書しより故に
宝永二年の年を無に沙裁許有末の妻と
なりし事考りしより役人より書付出
りし紙書を拒こりし書付亦相あり役人の
権威よりおれし心及を云用りしより学力の
是よりしり所よりして謗よりる歳の恨といふ
一 小寺氏庄内勧進引附録曰多海山勢を

考るに山の西神宮寺吹浦村の方ハあり
て東南ハ山の脊なり謗て今の神宮寺
大相忌神社ハ勧進の地なりといふハ地勢本
拠を妻ととさるに似たりといふハ吹浦村の社
ハ多海山より勧進と書しし事無しを恨し
久義なり多海山の 吹浦村南にあり 多海山ハ一云に
して大相忌神社なりといふ事宝永以前
古記古徳文ハ一色もなし宝永年中吹浦
方より書付し書付を流授と書ししものなり
元文年中三宝院寺門主より書付し神階

勅許きしれ一車ハ大社考に記し傳れハ略
之巖忌より神階を釈出り。附神門をより
神祇長上ハ執 奏を此形ありし。其海
山ハ某所仏として此更用なり。其後從 天皇
管領長上ハ此形あり。勅旨曰大相忌神社
始多海山ハ此形在神在山上險阻して容易
難登神事多礼及怠慢仍有 平城天皇
濟宇蘇吹浦村ハ幸迂回弱月山神社と兼
急大相忌月山並而大明神在幸祿之以前
ハ一と古記又ハ有之まより吹浦友

而大明神を一とと一車ハ此山ハ上巖所
堂を述よ一とと一と云く此云を按さる
に涉裁新の委しりさる事ハ在合傳をみふ
此又其まや

山館境出入の此巖忌より書上し。其書付
多海山ハ此の二三里中に卷し。此なり。其
子堂立し。其ハ此書を記此寺と云とあり
室永年中巖忌字記ハ山の記を伝きり。此
高崎嶮嶮允筆岳峨々聳離曼殊高巖峙
坎荒神嶽峻嶒峻とあり。荒神嶽ハ某所堂

あり山の取は文のこと一誰人か神の三重
中に巻く山取もしてそは崖は崖遊下り
ハ見らへき万人の目より見るた只荒崖の險阻
を見る斗之龍歌の年義一笑きへき事なり
小寺氏元月相後附録は山の取富士ハ似
たりと云く幸方あり見れを似たりたり
一西方につくる峰ちくハ能似たりた
一ハ巖屋の字匠を就取寺と稱さるハ明曆
以後の事もやお件の扱龍文の記とハ親香
寺とあり

多海山の号玉史より見か一和後記より多海
山大明神と出氣板中に山の始なり三代
実録より飽海郡山上と斗ありそ久文曰貞觀
十三年夏五月十六日辛酉先是出羽国
司言從三位勲五等大物忌神社在飽海
郡山上巖石壁立人疏稀到夏冬載雪禿
無草木去四月八日山上有火燒土石又
有聲如雷自山所出之河泥水溢其色青
黑臭氣充滿人不堪聞死魚多浮擁塞不
流有兩大地長十許丈相流出入於海口

小蛇隨者不知其數。縁流損者多。或染濁水臭氣猶不止。聞古者未嘗有如此之異。但弘仁年中見火。其後不幾有事兵仗。決之。龜著並云。彼国名神。因所禱未賽。又冢墓骸骨汚其山水田。是發怒燒山。致此災異。若不鎮謝。可有兵役。是日下知国幸賽ニカクモウシ宿禱去。舊骸汚焉。吹浦村の縁記をいふれををいふれを海山上より吹浦村へ大物志社を子あり遷りし。平城天皇大同元丙戌年や。三代実録より。清和天皇貞観十三年の

条下に大物志社在能海郡山上云々。平城天皇ハ五十一代なり。清和天皇ハ五十二代なり。大同元年に遷座し。孝徳は六十一一年後の貞観十三年の条下に在山上とはあり。海し。其事之強。吹浦村の縁記佐一節し。といふ人あり。史の文面を丸吞し。して味を斲ふ。さるといふ。五子や。貞観十三年夏五月十六日辛酉。先是出羽国日中。とあれを。出羽の事より。あり。先是とハ。五年三年先をいふ事あり。又。教十年以前をいふ

事あり一偏に心づるべし

芥田貞運曰酒井雅樂院後醫家按三代実録曰尚五尚郡の産貞觀十二年大物忌神社在飽海郡山上云々
社家旧記曰大同元年奉遷大物忌大神吹
浦村云々此二説相齟齬然国史之所載
不可誣社家舊記亦不可棄也列国諸山
之神社遷山下皆大同以後多淳圖者所
爲也於是考之則大物忌神社亦大同元
年既可奉遷於吹浦村雖然世人惟知此
神爲鳥海山上之名神而人皆不言遷坐

於吹浦村是以国史只以世人所言之流
布之説記之乎云々国史の載る所も誣へり
らば社家旧記も又棄へり云々といひてあ説
を急用するに古より例ある事なり元々年中
あ説を以て神祇長上より 天孝（元作上
より事もありと云）板古例ありといふ事は
神代卷一書曰素戔嗚尊自天而降到於
出雲、敷之川上則見稻田、宮主篁狭之ハッ
箇耳、女子號稻田媛云々其次一書曰是
時素戔嗚尊下到於安藝国可愛之川上

也。彼處有神名曰脚摩手摩。其妻名曰稻田。宮主篁狹之八箇身。云々。出雲ハ山陰及
かり安藝ハ山陽及なり。出雲ハ安藝より出
云々。出雲ハ出雲より別名云々
云々。出雲ハ出雲の説を是なりとい
云々。安藝の説ハ非なり。——安藝の説を乞
なりとい。出雲の説ハ非なり。——物
舎人親王上右の事。を後世より是非を云
事を云れ。あひて。其説を史記し。あふと見
云々。大内氏神社の説も。如新。心傳。りて見

傳云々。大内。も。神。也。なり。——江府。兼。侍。講。学
士林先生桂。新。芥。田。貞。運。戸。田。秀。登。亦。乃
学者。國史。旧記。其。説。とも。に。推。め。ら。ぶ。事。ハ。神
皇。系。の一。姓。小。あり。和。論。傳。に。多。海。大。内。神。の
也。ハ。大。内。氏。大。内。神。と。あり。是。吹。浦。村。ハ。一
て。多。海。山。より。迂。産。の。極。とも。い。ふ。云々。多。海
山。と。大。内。氏。格。別。ハ。言。載。云々。事。眼。を。著。云々
事。也。ハ。山。陰。祖。云々。人。記。海。邊。云々。但。附
習。を。載。く。事。実。録。の。文。面。の。あ。と。——夏。月。習
の。消。記。を。見。て。七。人。返。弘。牛。程。府。抄。と。い。ふ。殘

畧の終ハ砂層僅クして山の字の年畫ハ似
たり九月上旬ハその上ハ初雪を載山一
片ハ白ク壳を穿ルルハ山上ニ墨毛ナリ
テ表口の氣流支配の地ナリに月八日山上
を燒大蛇の流出ハ河筋ハ中程郡より
其源子歲リ谷より流出ナリ海口より
表川ナリ一々又年又月上旬より山上
の因強礫壺ハ初石硫黄谷としつゝ
石南南ハ八十石程燒より一
年ハ煙氣立
立坐る事一斤の雲れしとく山上
應ハ燒拔

大者ハ穴出より硫黄燐の氣中程川
ハ流入に又年の間川筋に
莫形を見すけ流を引
て用水と一々田地の地毛を害
一々表川の海は海
藻もなく海色の石皆白く
ゆき人の志ハ事なれハ
詳小記に成りす著ハト
異なり龜ハ甲を火ハ燒
て占立る度とを汚其山
水田とは吹浦村より登
れハるの海の手前ハ水
田として僅の田形二三
牧草の中ニあり山
崎く人の住ハき地ナリ
ぬハ耕作の事阿ハ
阿ハたして五穀の盛
作ハ

山は移居しあふ里供を後世に示すもの
や梅並りに山に家墓を築く(此地にあ
ぬば実録に水田としりつけ神は封を
し林業の田地を括(さよや吹浦村の神おに
おゐるに月八日社家祝詞を上る流徒庭上
よ出て田楽を流徒を生理飽海の郡民招
びに群集し神札をさる実録に見る傳
上代の日月八日此處ありて山を焼きあ
にあり國事下知ありて若禱を賽く(月日
を定例として今に日月八日年々神意を

てしめきりつ又ち家講堂におゐる本地
佐を流し流徒又講堂のおきて田楽の舞
あり堂は二仏あり延陀薬師なり薬師を
大相忌神社の本地仏とし延陀を月山社
社の本地仏とある合さるものなり去卯十二
月 公義より郡中へ神位亦の事御尋有
そ昔より海山大相忌神社出羽國一言に成
あふ事三代実録より白なりとさうより予
由史を見らるに三代実録延表式亦に一あ
事見(はる殿忌ちる流徒何を見らるや

大物忌神社を一云と稱する事吹浦村の古
記に見へり

吹浦村大物忌神社の古記「吾朝御影現
時乘大鳥兩翼從雲路飛來左翅有二卵
右翅有^{一卵}左産兩所大菩薩右産丸子元祖
其鳥於此國儲人孫再化本鳥飛沉北嶺
池云々吹浦村の氏子性古より多を合用を
さるに由縁現の時大尊に寄るをあふと古記
よあれむけ神を尊敬するの餘を多形あて
も押及むの心よや穢ありとて禁するもよ

あふにあふといふ大物忌月山の女神をいふ
なり大菩薩といけ文の化若化現を附言し
ともなり二神表現の比いし海と我由は仏
法渡りされむ菩薩号ありとて事よふあ
る但古代ハ菩薩号神仏は互用して古史
よも八幡大菩薩磯崎業師菩薩神社扱と
あり丸子元祖の当仁丸子村は佐一りりふ
や被村の色は若新館あり丸子の元祖草
剣志とよおちとよや後年のまは被館の下に
流を流し國儲人孫とあれは他由を求へる

はあらしを薩奥話記は丸子岩祿弘政といふ
あれ丸祿位の西を志しを詮は乃軍麾下坂
東精を志しとあり乃軍といふ親義の事之
丸子の後裔今ハ丸峯と稱してあらし郷
市桑村より有り古より持来りるとして一姓を
元文に年の表予り方ハ持来りて一説を
許を志し二羽の翼と嘴とをありを志し書
て致と志し詔は丸子親王と出そ下にかし
文云ありし年姪ぬれむ文云も志れ傳ふ
筆記文云ともには其終ハ拙く見傳りしは

今業まゝに吹浦村の古記は叶ひて丸子の
子孫と云傳へしもも拙なきはあらし又精
濱川系もも丸峯何系といふもの有りて丸子
の子孫と云傳へりあらし系傳の時ハ古来より
東福坊を名坊と志し北巖の池といハ今の山上
多の海といふ神池の事なりは山岨はあれ
ハ山巖といふ本多に化して沈といふより後
年ハ池を志すの海と改稱し又山号を志す海
山といふと志すあけはいしごとく和論體
は多海大明神とありは多海の二字板本に

出づの始元但陸奥正記に頼朝多海柵とて
死せしとあり和編後八十二代

後多羽院の御宇法系良業作るとあり陸
奥正記ハ序文に槐門秘府所藏と斗あり
て佐若時代志れを古書と見へしり頼朝
り記しりハ六十九代 後朱雀院天
年中の事なれハ多海の二字和編後の上
出づりたれしとあり

元禄十六年貞運記曰山上神祠之南一
許里有神池方二町許陽旱不涸陰霖不

溢俗稱曰鳥海因而名此山稱鳥海山也
云々又室永元申年廣見學記云々といふ
傍は山の記を書き申曰埤望有鳥海狀田
滿周圍數百頃池鏡泓澄而深不可測於
中有一洲奇花時采芳草叢茂名之何也
謂稻倉嶽有異鳥貌如似鶴翼有金色文
此是山主所乘之靈鳥也見豊年人聞其
聲似鷄鳴時々來而啄于茲山稱職之由
也云々今按之に山主所乘之靈多振と
いふハ吹浦村の古記に云々大明神昔朝所

新現時乘大鳥兩翼從雲霧飛來といふ文
義以て此よりや

陸奥活記曰頼時為流矢所中還幸海柵苑
とあり新時の安信氏にて始の名ハ新良是
貞任宗任亦の親なりけ文を見れば幸海柵
奥州にありて新時ハ吾儀の様よ見一傳れ
とも東鑑を見ればたよりあきま九之卷文
治五年七月亦七日条下に二品麻生覽安倍
頼時本名頼
義ナリ衣河遺跡給郭土空残秋草鎖
号數千町礎石何在カ
ル舊苔埋号百餘年頼

時掠領国郡之昔點此所構家屋男子者
并殿盲目厨河次郎貞任鳥海三郎宗任
境講師官照黑沢尾五郎正任白鳥八郎
行任等也女子者有加一方未陪中加一方
未陪一加一方未陪也已上八人男女子宅
並簷即從木屋閨門西界於白河関為十
餘日行程東據於外濱乎云々是又義と見
まハ新時の館ハ衣川と見一より始の名陸
奥活記より新良とあり東鑑の細注より新
時とあり并後年未考盲目とあれを別る

吾館もなく衣川は任一川もや厨川の南
西平麻郡令沃はあり續太平記十の巻任吉
寢足巻後よ天森録二巻を引て出羽國厨
川の柵よ一て貞任宗任を撃平くとあり
出羽國とあれば令沃の厨川を指さる一
被地よ義家朝臣の陣所あり八幡をを
檀子系系政の禮方刀亦あり妻一と半ハ
平麻郡の下に江を為經記よも粟屋川の元
系貞任とあり和漢合運よも安倍貞任高
宗任とあり宗任り館も南西を海山の林

よありて源義家八幡の神ありて元後を
られ八幡を系と名のしれり杉よや山上
系の海北よは系之系石といふありけ人カと
よあり一もおと云傳一より系之系といふ宗
任の事よ一て去人昔より檀子系系政系
海系之系よ弓を眼よ射付しれ一おと云
系去俗の岩後なり陸奥任記よも海柵と
ありをノの字を付ても海の柵と讀り
よ被西の地名と見る人もありよや又りの
字を付ても海が柵とよめば人の名となり

て被函の地名といふ(ま)も古今を海と名
ふ人多し(ま)に於時長川の館を責
され(ま)下りて合戦し(ま)に流矢(ま)何
し(ま)海三(ま)柵(ま)死(ま)事(ま)書
傳(ま)文(ま)也

古人を海三(ま)柵(ま)楯(ま)と云傳(ま)り
多(ま)の海(ま)北(ま)南(ま)卑(ま)ま(ま)古(ま)今(ま)何(ま)り(ま)た(ま)め(ま)め(ま)は(ま)繼
つ(ま)表(ま)ま(ま)あり(ま)神(ま)池(ま)の(ま)末(ま)を(ま)つ(ま)め(ま)て(ま)要(ま)害(ま)と
し(ま)り(ま)る(ま)も(ま)や(ま)多(ま)の(ま)海(ま)北(ま)下(ま)本(ま)立(ま)の(ま)内(ま)は(ま)陣(ま)屋(ま)と
し(ま)つ(ま)る(ま)所(ま)あり(ま)是(ま)を(ま)考(ま)れ(ま)ば(ま)宗(ま)任(ま)亦(ま)官(ま)軍(ま)に(ま)責

立(ま)れ(ま)將(ま)の(ま)内(ま)け(ま)山(ま)は(ま)楯(ま)籠(ま)る(ま)事(ま)も(ま)あり(ま)し
も(ま)や(ま)并(ま)立(ま)る(ま)合(ま)戦(ま)とい(ま)ふ(ま)所(ま)も(ま)あり(ま)を(ま)年(ま)生(ま)理(ま)郡
の(ま)楯(ま)美(ま)稻(ま)倉(ま)嶽(ま)は(ま)嘗(ま)り(ま)て(ま)大(ま)本(ま)を(ま)伐(ま)り(ま)に(ま)朽
本(ま)の中(ま)より(ま)玄(ま)奥(ま)出(ま)る(ま)と(ま)を(ま)絶(ま)れ(ま)ば(ま)け(ま)山(ま)の
内(ま)も(ま)て(ま)合(ま)戦(ま)し(ま)る(ま)事(ま)疑(ま)が(ま)し(ま)とい(ま)ふ(ま)へ(ま)し
稻(ま)倉(ま)嶽(ま)を(ま)生(ま)理(ま)郡(ま)も(ま)て(ま)ハ(ま)平(ま)家(ま)山(ま)とい(ま)ふ
王(ま)代(ま)一(ま)説(ま)曰(ま)康(ま)平(ま)五(ま)年(ま)九(ま)月(ま)六(ま)日(ま)源(ま)頼(ま)義(ま)長
河(ま)の(ま)関(ま)を(ま)責(ま)破(ま)る(ま)負(ま)任(ま)多(ま)海(ま)の(ま)柵(ま)一(ま)攻(ま)り(ま)十一
日(ま)多(ま)海(ま)を(ま)攻(ま)同(ま)十(ま)七(ま)日(ま)厨(ま)川(ま)の(ま)柵(ま)を(ま)出(ま)て(ま)拒(ま)戦
安(ま)玄(ま)并(ま)を(ま)以(ま)て(ま)負(ま)任(ま)を(ま)突(ま)倒(ま)せ(ま)と(ま)云(ま)く(ま)宗(ま)任(ま)ハ

膚と云ふなり或説は貞任南郡並是厨川の
城は任まるとあり南郡は奥州なり天嘉祿は
厨川を出羽と云ふ説同しりす於建永
禪へ

太平記評判十又し是奥州の西日郡家仁
の子は属しり南郡傳の内は多海といふ
あり同是を厨川系合戦の条下に多海三
系とあり宗任が末孫とて多海之系と名系
りりもや羽活記八巻は 後冷泉院永承
六年辛卯正月廿五日南郡の押佐使権左

并陸奥使は令依に并別改多海十系並遠
羽是山へ系活の事あり永承は天嘉の
宗任にあふも多海を名としり人ありし
もや又羽活記の類に姓名の説もや其傳を志
らん 川邊郡お川村は多海伝と云ふといふ百姓あり 境隣
師安照といふは出家しり人もや其伝に
五系正任も南郡の内を領しりりもや史記
十二卷の内は其伝といふあり陸奥活記は
正任は貞任の系族とあり田川郡大志山に
隠れり人白志八系は其上の内を領し

乃曰之也 於進る傳(一)

一大為忘神社

吹浦村より往て延喜式社名帳より裁り是
なり倉稻魂命に於て又穀靈社なり故に
郡民二月程穀を奉りて又穀を祀を祈る
又夏月麦を奉る日本書紀曰伊弉諾尊與
伊弉冉尊共生大八洲國然後伊弉諾尊
曰我所生之國唯有朝露而薰滿之哉乃
吹撥之氣化為神號曰級長戸邊命亦曰
級長津彦命是風神也又飢時生兒號倉

稻魂命云々 邪代是ハ傳授の事ありては
傳を吹ぶる人ハ了解ありり云々

桂齋曰昔者伊弉諾尊為大八洲國而齋
祀風穀二神奉之靈號焉夫天地之生氣
乃風也生氣之相續者穀也國之所以建
人所以活莫不因二神之思化矣是以有
廣湍龍田之二社盡祭祀祈豐稔者也坐
于羽州飽海郡大物忌小物忌二社此
神而其奉物忌之號者良有以哉云々 靈
号とい級長戸邊命倉稻魂命と云命号の

事トもや、名神記ナカミに一あり他を吹浦フクといふ
吹ハ風フクありくとよあり天地の生氣キョウキを以て村
落ノとを古記コキにも靈光吐風レイコウトフウ以降神道シントウ晉シ来
人倫連生リネン爰コ兩ニ所大菩薩ダイハツサツとあり村名ムラナも至
處トで習ナあり事コトと知チるへし又生氣キョウキのお績トクハ
穀コメなりぬし性セイ古コより郡民クニタチ勸コト愛アイホの穀物コメモノを
事コトも桂ケイ秋アキハ山姥ヤマババ凶鴨キョウカクの縣ケンとなり神徳カミトクを記
すの文義モンギ自然シゼンと尚社シヤウシャの事コト記キす叶ハつるも小
縁ヘリの事コトもハありハ凡ソレ小相忌コソウジ神社シヤの事コトハ別ワケ書
小注コシュも貞運テイウン曰イハレ本社ホクシヤ神カミといふ傳トク。一社シヤ土人ツチノヒト傳トク稱ナ

小物忌神コモノイミカミ或曰イハレ月山神ツキヤマカミ未知孰是也ミナシタチニシテモ物忌
とハハ潔ツギ斎イハヒして神カミを多オホるの名ナなり多オホるに
神カミ忌イミの法ホウありハ月山ツキヤマの法ホウありハ吾オレ忌イミの神カミを
多オホるや忌詞イミノコトあり延喜式エンキシキ神祇カミキ又マタ之ノ卷マキ秋アキ之ノ
の条ジョウ下に見ミへり秋アキ之ノといふハ内親王ウチノミヤの未
嫁メカして大神オホカミ之ノ事コト仕シをいふなり内七ウチノナナ云
ハ七ナナ云クニの忌詞イミノコトあり佛ブツ稱ナ中古ナカコ經キヤウ稱ナ漆紙シキ塔トウ
稱ナ阿良アラ々々岐寺キジ瓦葺イハヒ僧ソウ稱ナ髮ヘ長ナガ尼ニ稱ナ女メ髮ヘ
長齋ナガサイ稱ナ片膳カタテン是コト内七ウチノナナ云クニといふ死シ稱ナ奈保ナホ留ル
病ヤマト稱ナ夜須ヨス美ミ哭ナク稱ナ鹽垂シホツクリ血チ稱ナ阿世アセ折ヲ稱ナ撫フ

完稱^ナ菌墓^ナ稱^ナ壤^ナ是を外七云といふ又別忘
詞あり堂稱^ナ香然^ナ德婆塞^ナ稱^ナ角笠とを吹
浦村の大物と云ふ是は一回一と云ふと云へて
正月廿三の宮の日宮の刻より申の日申の
刻と七ヶ日のお忌ありて氏子懸月代を刺
らん尻をとくを死人ありても七ヶ日の月ハ
葬礼を執りしを病をとらんを喪を吊しす
穢物をあらしめ冠婚の礼をも調へて社外
の男女と七ヶ日の月も知て七日の月も知る
さりとてハ他行はる事なり一云々二季の物
忌性古より当社よりいふれり故に大物
忌神社といふ稱一まゝなり伊勢も大物
忌方といふあり潔祓して大物忌(事仕
のあがり祭中になれハ天幕をあれつてま
て日和ちる事稀なり西氏大物忌神社渡
一あふ(なりと云傳へり花傳ハ風神一
一て小物忌神社と云傳へ風穀の二社一まに
祓力をりよらせあふと云傳もあれハ西氏の
後も習をさしあふある古い渡海一あふ事
を表し一なる事あり一もや

享保以前といはるる所流石神ありを付奉
本地堂として仏教の法を修行志くする事ハ元
禄年中を為家（下され）法武勅方の書
付より詳なれた正ハ形のためは孫くれ神文寺
宗元代より多中にたれハ死人は福れきる
穢ぶに帰くま大相忘神社の別當なりとて
此正神のあた流石をまねて並希殊教押
摺仏經を唱へ事に必侍といと流石受事之
川水三絶より役人糸結一又穀米蛇の形ふ
合字を奉り也（下是をとくんりくめなり）

又巖島方室永以後多海山の薬師如来を
大相忘神社と號し大なる錫杖を立至系
詣の乃若くは振くきて十二神を立又菩提の
爲として卒婆娑を賣薬師の仏像十二神將
の畫像を出し散養を念ふに社衆一人もた
まれば大相忘の化法行ふ人なり三月十八日
峯中修行の院衆より神位記を入りし年
櫃を架出し多海山出羽一正一位大相
忘神社と爲鏡寺との出あか歌を親善堂の
内より至大相忘神号をれきりに書出さハ歌

變事ありけ敷下りり以て海山に登せり
に時晴の天幸傳は是れ來り百千の雷回
轉は鳴るがごとく人吏おれて山より出る
事を忌む山半より立降るは日余自らの若
業宿し命を控んとしりり事誰も志り事
なりけ敷二度山より登せり親者書をい立
至半の神意に叶りぬ事を以りり由や
敷の形を五次より室積寺迄の敷目池田監
物と云し人も神なく清宮後刑罪は巧り
又神位を中下りり翌年より山より二年

燒中理郡仁志保の水田を害すと元内よは毒
水の流れたりとといはるる官費年々す
飽海郡の人民ハ刑罰飢饉の苦を志り三
代実録を以て上古け山の燒りるを考れむ
神の由想ふやと心ある人ハ私云々れとも
玉府は神及を致さる人なく程字若流硫黄
の毒よそ山を燒なり孫りりごとといく福し
ればは君なるものハ神敬神の心もなりり
よそ吹浦よりも神位の形中し神祇長
上より既よ天幸も内奏とありりり

西ノ指留^留あふ人の所りて半途よりして中
たり其人この上よあり海一とふ事も有り
と延享年中 勅裁を以て神祇管領^神
西へ作出されし神位記方の清書付に別
当神祇亦な仕し社神位記奉納し年ハ社
職を以て奉納せしとあれバ格式者重なる
中うに侍れどもを年神祇管領の事を
おれて神位記の下より奉納あり 勅裁
の事とはたのむるに侍れども神位記ありし神
位奉納の奉納しんり

吹浦村の神位記の在職の以幸常ししと記を
ハ大社の奉納記の廢まるを歎くのことにて
多海山を子に入奉納の及孝の敬職を食
五(と)ふはあはだ社神位記を奉納し
先達して法を以て(と)や一又大社神
社とハ吹浦村を稱して社神位記を奉納し
多海山奉納し嶽是吹浦あ山の古家記
記を以て表は毎列當と一其理郡を奉
口と定めらば明暦年中神位記を以て
又ハ吹浦村の記記旧記も是れを西家

船名等の差々も一を代まで社家ハ大物忌
の本社をもち後して多海山薬師堂并吹浦
材の講堂は抱りしを又ち家元徳ハ本社
祓事に拘りしごと事ハ元祿の古徳又ハ
明白なり上叟は達する人ありて古格小
立りし時ありし由家の幸甚と云(まじり
録起曰 景行天皇御宇大物忌大神現干
當国云々)

一五下

羽鳥山の旧記を見るに 景行の御宇武内
者祿尚皇より向きしれ徳祓祠を建し事ふ

一五下

事あり当社もその頃の事剣を

又曰 欽明天皇二十五年甲申大物忌大
神鎮坐干羽州飽海郡山上云々
又曰 用明天皇御宇使大物忌大神定出
羽国一宮賜題額之宣旨
又曰 平城天皇大同丙戌奉遷大物忌大
神於吹浦村云々
續日本後紀云七日兼和五年五月丁卯奉
授出羽国從五位上勲五等大物忌神社正
五位下餘如故云々

同第八 仁明天皇兼和六年冬十月乙丑
出羽国司言上の事ハ田川郡の下に在り

同九日七年秋七月己亥奉授出羽国飽
海郡正五位下勳五等大物忌神從四位下
餘如故兼充神封二戸詔曰云々 天皇我詔
旨尔坐大物忌大神尔申賜波久 頃皇朝尔
縁有物恠天下詢尔大神為崇賜倍利加之
遺唐使第二舶人等廻来申久去年八月南
賊境尔漂落自相戰時彼衆我寡尔力甚不
敵奈利儻而克敵留波依有神助止申今依

此事由臆量尔去年出羽国言上太留大神
乃於雲裏尔十日聞作戦聲後尔兵石零利
止申世利之日與彼南海戰日正是符契
世利大神乃威稜令遠被太留事乎且奉驚
異且奉歡喜故以從四位爵乎奉授兩戸之
封奉充良久乎申賜波久申

三代実録曰 清和天皇貞觀四年冬十一
月乙丑朔詔以出羽国正四位上勳五等大
物忌神預之官社云々
同十三年の条下ハ多海山の下に在り

同十五年夏四月五日乙卯授出羽国從三位勲五等大物忌神正三位云々
同陽盛天皇元慶二年秋八月四日丁卯出羽国飛驒奏言の事ありお件は記を是日彼国正三位勲五等大物忌神進勲二等正二位云々

正平十三年八月廿日從一位源内大臣敏盛理郡小石乙友村治家附状は出羽一とあり延宝六丙午年檔之旨六十余別一巡請の氏孝綱一は中位後の跋文は出羽

一とあり元禄九子年領主の源臣芳賀氏の附状は出羽一とあり同十年古社役人奥津氏中村氏一山一後されは是出羽一とあり宝永四年林大学頭及利根本桂系翁芹田氏三田氏孝綱をこれ一は出羽一とありは徳保五年淺利大賢孝綱の記は出羽一とあり徳西の学芸者若より知来は一とあり正年領主の源臣小寺氏庄周記は出羽社を以て一とあり其外孝長以来の棟札亦も一とあり其記を以

遠河

天和二年巡見記は八月十九日吹浦に泊り
河田と六里回村は大物忌神社として羽別一
云といふあり

一月山神社

月讀命なり古記は天平年中威積の事阿
里て吉備公根積を掃さるる所と一ある
事あり月讀命の意魂を表さるるいづれ
や大物忌神社と回河に著し延喜社名
帳は飽海郡月山神社名神大とありハ是之

五
至稅式は出羽國月山大物忌祭料二子末と
ありハ回河に著るが也ハ小祭料ハ少ある
と見へり兼平年中穩倉より延喜造の
法教虫にありまゝと稱するも回河は著るの
号なり又正平の古稅文ももあり
又一山の号をあり山と稱するも其社のま
まなりなり郡中の山伏者子の祭文は
吹浦あり現と稱し又七人當社ハ兼諸
をありありといふ慶長三年羽忌山下を
事ハきりり出状し吹浦ありとあり

二神ハ尚由九神の上首トモ由一ト由二ト
ハ稱一多由リトモ

一三代實錄曰貞觀十七年秋八月二日丙午
授出羽国從三位勳六等月山神正三位同
陽盛天皇元慶二年秋八月四日進勳六等
月山神四等同四年春二月二十七日辛亥
出羽国勳四等月山神授從二位同元慶二
年秋七月出羽国正三位勳五等大物忌神
正三位勳六等月山神並益對各二戸與本
并各四戸每發軍使国司祈禱故有此加增

也同秋八月四日祭下先是右中辨兼權守
藤原朝臣保則奏言此二神自上古時方有
征戰標奇驗云々

二神トハ大物忌月山並社なり大物忌神社
ハ東の方トシテ一丈四方の社之月山神社
ハ西の方トシテ同一丈四方なり並社留を隔事
ハ別一祀曰大物忌神社左上月山神社右下
とありけ文を考れを後右月山神社ハ石壇
の下にありり々々や崇長十七年棟札一
並造宮殿一字とあり大物忌神社月山

神社を並造りたり事や並造の工よ答
奉為の二字あり予を心を志しるを於進る
備へ

寛治年中八幡左衛門大納言神社へ看形
ありて大刀を納め事ハ彩田目館の下に
置き又一説不載後大納言左衛門といふ人
系譜して自用の弓矢を納又その後三上源
又弟左衛門清光の古刀兼黄令十枚奉納
とあり公家民家の言致他は後れし社
なり茂貝亦室永年中本社堂上の厨焼失

一々もや今ハ見(也)

三代実録に封戸といふ地を社よ寄する
をいふや貞永の式目よ有封の社といふ
ハ是を又人よ寄するを封戸といふや
續日本紀十七之書大政安奏曰の文義曰
封戸人數録有^ニ多少所輸雜物其數不等
是以官位同等所給殊差於法准量^{スル}理實
不堪請每一戸以正丁六人中男一人為
率則用郷別謀口二百八十中男五十擬
為定數其田租者每一戸以四十束為限

不合加減奏可之云々一戸ハ三代実録を
考れむ田地よてハ六丁なり當由の農丈も
六丁の田地をハ正丁六人位よて耕を後日
中紀二十ハ是天平宝字元年条下天下百
姓成童之歳則入輕徭既冠之年使當正
役愍其勞苦用輸干懷昔者先帝亦有此
猶未施行自今以後宜以十八為中男二
十已上成正丁云々之代實録元年三月十
五日癸未左京職言今戸令云凡戸皆五
家相保一人為長以相檢察勿造非違云々

又亦お係といハ今世の又人領もや長といハ
ハ既なりハ一曰元亨元年の条に山城国司
除弃大小口只抄六丁以為一戸と云々大
小の口といハ未考但上戸と下戸といハ事もや同
元亨八年六月二日の条下に以近善為戸頭
云々又戸を撮とあり今の世の行賣撮の取
もや丁に田數あり里數あり田畝ハ方六尺
又寸為一歩之十歩為一畝十畝為一段之百
十段為一町之千段但古制ハ長サ二十歩廣サ十
二歩為段十段為町と孝徳紀よ見ハ一町

里敷ハ六丁有テ為一町六丁爲一段六十
町爲一町三十二丁爲一里古以五十町爲
一里或四十町東ハ以六丁爲一里當代ハ六丁
一里の制ハ用キ西史ニ載キル毎社財産大
小爲神社ハ以戸月山神社ハ以方合八戸之
三代実録ニ只抄六丁以爲一戸とあり
を以テ考レルハ戸の町敷ハ十八丁あり
ハ所当地の田地ニ准テ町を見ルハ以方
ハ五町あり又石小つものハ七町二十石を
吹浦海ニ月形町目北目ニ町敷福来

材亦往古の財産と云ふ因テ海亦ありし
神領云々これ一時代忙おし上校系勝
没せしれ一と云傳へ傳れた古記ありし是
在云海ハ吹浦ありて毎年ハ月中酉一
当社の内辨獅子頭を渡す月形町目北目
村沼福来云々村の神領ハ酒井家御入部以
來寛永年中加茂甚十郎は末裔氏と云
人云云りると云報云ハ加茂氏神宮寺の住
僧と云合をを爲部をニ云探古部元統ハ感勢
を付するもの之を爲吹浦村之和九年の

水牯よんくく、但日記をみ持人の目よは
子連二氏の所爲を見出さく、其事よあ
と予若年より心を碎き、こくに尋ね下り
求て漸二氏の所爲を尋ねる、領主乃
家臣よ明達の人出て、此色一の付あふ、必
家無名案の差なり、

東鑑二之卷曰、及日中、老翁一人、正束帶、
把笏、参入、宮中、候、西廊、僮僕二人、從之、各
著淨衣、捧榊枝、人恠之、面々到其座、砌、雖
問、参入之故、更不答、前少將時、家始發言、

謂

語直可申、鎌倉殿云々、羽林重閣、名字之
處、不名、謂、即披露、此趣、武衛自簾中、覽之、
其體頗可謂神也、稱可對面、令相逢之、給
老翁云、是豐受太神宮、稱宜爲保也、而遠
江国鎌田御厨者、爲當宮、領自延長年中、
以降、爲保數代、相傳之處、安田三郎義定、
押領之、雖通子細、不許容枉、欲蒙恩裁、云
以此、次神宮勝事、引吉記所見、述委曲、武
衛御信仰、餘不能被問、安田直賜御下文、
則以新藤次俊長御使、可沙汰、置爲保使、

於彼御厨之由被御付云々吹浦村より為
保了と云々祓祓ありて領主の法破りまきま
おとり忌しぬハさる(き)

一祓之一人ト社家二人

日本書紀を見らに仁十代 天武天皇六
年勅天社地社祓禊者三分之一為擬供
神二分給神主云々ぬけおれバ祓之亦の儀
地もあ件は記をハ戸の内と初之(一)祓之
屋敷本社の右の垣内中候ありて山内の
坊舎氏子の事候を服下に見る代々祓之

吾佐の地よて宝曆二申年と云々後祓候云々
姓始ハ菅系後子細ありてを後と稱改聖曆二月後君のため不没収
きしる子細ハ宝曆二年祓候のよめ宅地の
内言キ所を勻配なりに切崩下社家二人兼
て吉田屋の内を配り何と云々と申す祓候
へと一山社家元統吾佐之地祓之寺支
配地なりといふを後祓候日本記左様云を
引説して社家の該地全古祓の支配ありあ
らとといふ後人玉史日記の語を不用古祓
中を是と一を後祓中を非と云々刻獄屋よ

下し穰多の宅より当社の縁起の祓の事の古
禮を棄とらんともをまを法の裁りなりと
東鑑十一し書建久二年に月廿七日甲辰系
下に相摸国生沢直下社神主清包與地
頭土屋三郎於御前遂一決是清包爲地
頭被切取社内之桑之由所新申也土屋
一旦雖論申可停止旨被御訖行政奉行
之由於御前對決事雖不輒依爲神社事
如此云々當附の役人の文義もん志ら
ぶらや大社の事記 勅定の額を少記し

くも縁起古記の上を穰多が家より沙汰し
らるハ淺の事なりんや程は上も淺の事なり
汗を生せさらんや程は上も淺の事なり
傳れとも勞しられを少淺し傳る古語は理
の成殘新埋道為具負所眩而天下庶民悉
失授と云々玉の柱礎と生れあふ人大小と
なく心を用ひあふ事なりを友家當郡
追放せられて後二三十年を經て二男系因
川郡上山王の祓職は作付せれ父子は身
ともに被地は居住をしこよし作付せれし

りた他社小を仕ま(ま)かもなれば、辭退し
 侍る。神及或曰大中臣氏を仕の神縁源を
 事ハ小塚子ハあらしを伊勢祭を代々神院を
 奉り一例又大宮日も上代ハ諸氏混一して
 も但せ一由なれど中臣朝臣比登より以来
 他姓を任る他姓を任まれば天下乃凶
 事あり一とて天徳三年九月内裏回祿
 同十月仲考官よりあり旱寇疾病兼起る
 と卜食あり一うが勅中云矣姓の人神事
 に依りまらぬ疾疫の大社有崇於是礼賜は

まが別を附のま月氏言ハ諸系氏なり一
 とを分存心せしむるとなり又幣帛使の事
 も續日本記ハ天平宝字元年六月乙未詔
 ありて伊勢大社之の幣帛使ハ自今以後
 差中臣朝臣不能用他姓人と言ふ情旧之の
 語を考るに諸社のま月神を祝以下もを
 神の苗裔を以て定むる事深理ある事に
 やそ氏人なきこと言ハそ人をとりよ一江次
 才もも是く一なり崇神記ハ大國魂命の祝
 を讀めども吾裔大國と根子命を以て吾を

其交に異本に左の(寺)あり

予論を企したるは、我々の然りし後、各段廻らす、職を辞す、其後氏子の出興あり

老若持杖、又古俗に供したる、無造の一和尚と稱す、一木に病、死四人有て

病、死、二和あるも、病、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり

其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり

其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり

其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり

其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり

其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり

其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり

其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり

其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり

(佐々木、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり、其、死あり)

あつぱ天下の災凶——とありそ外牧養し
り——とあり上下の尚社の事記よちらむと
いふとも西見の報を記し傳ふ事あ車の
覆つらを見て後車のい値しめとまらる人
らば西家禎祥の差たなり（まじや）
一神樂方に人

笛吹一人 大鼓打一人 舞方一人 巫二人 室永
に幸祈ま公許志しる事付の月よ新岡村
よ樂人の子孫ありと云く今ハ樂料もなし
とい（古流例とめて）祈乐的の只被材も一人

来て笛を吹右鶴ハ是る事代くそ職より
長年中吹浦村の姓領主方（出づる目安の
うちには孝長十に幸大鶴料を集るる
材役人たきあめといふもの私曲しる事
は此の領主（上原） 今も是る事月次の祈事に
家臣志材氏なり 宅より大鼓を携へ（祈あ）仕え
る年中
を各家より領主の役西（指出）しる事付
しも平日方更（享保中より毎方の姓を
名無む方ハ吹浦上向より）大鼓の役
とあり舞方といふ獅子舞役之式地更
り役なり昔より櫻を以て履とさす櫻も

神子氏を割こくもなかりと云ふ月村等は
十六年の水牝は舞田とあり舞料なりし
と云ふ又福永村は幕免といふ田ありて古
を幕家の領なり是神子の幕免なり彼田
地踊脚といふもの持あり毎年九月九日
流例として幕家を磯の辺に初穂を納
付りま巫女一人ハ上長檜村よりて今
神子免といふ田地ありと云ふ又牝取の事
い傳こ見されば妻を事しを志すを言を
とらもの二月六日と云ふの神事に此神子
氏を安んずる今一人の巫女ハ月村より
是長十九年水牝は神子免る二十割と云ふ
とあり屋敷も神子免門屋とあり彼家を年
と云ふを事しと稱し其妻代く巫女として
社へ奉仕せしに幕家没収をされ一年の
奉仕をいふ

一番人方

お傳よい急る在る属外り私曲を祈り
長年中目安の内は堂裏に人々集ると有
て此ハ古俗本社を括て此堂にあり神を

郡は傳へしる書有未も此堂とあり尚村
水牯面よ山後分下田又丁八反二畝一歩計
石六十に石に合百姓分とありを名取の古
記よふけ言を掃除免百姓分とん水牯面と
見るに二十人おに刻ふてあり其内大蔵
佐後た忠つるた忠つおといふ古より上内
よ位一古社地の境内あり正年備てそ名をふ
改してありを被出を始二十人の百姓隔日
よ兼仕一り一とて通用志る上下等
友社の好敬一り一に室永年中友社を

上の附焼失志一り一とてお名志十弟と
柴谷武た忠つ神を名取を名孫めしる以来百
姓た兼仕の事も後果りれば神のぬもある
まや正年大蔵佐後た忠つるた忠つるを
云弟た忠つ久七七た忠つおといふもの七
人と以絶を今僅よ血脈の跡まらふと兼
のこあり林泉坊といふ元院即に古き百姓の跡
まらふ一二軒あり人たを替れ又丁八反計
畝一分の田地今以てあれを領主より作下
され古來のおとく兼人を兼度事と

一掃除方六人

水牯を以るに掃除免下田三丁二十口分付
石三石八木八合中田一反九分付石三斗之米
九合とあり、高連坊西書坊多邦在事、左友
左邦言在事、^集集人亦領之、神主部五掃、これ
より以來掃除より出る事なり。

一大工方

高月村にあり、一と云ふ、長十九年の水牯
より大工免二百八十割とあり、今ハ其事を
人しなり。

一講堂 薬師堂又本地堂ともいふ

本寺薬師弘法あり、左右の壇上より二天の
畫像を懸、中央は護国壇を設、神主寺弘法
護法の乃場なり、神主寺系劍の付大物忌
神社、薬師如來、月山神社、本地弘法如來と
あり、合さるゝ所なり、但弘法堂ハ古光勝寺堂
とありて、本妙坊といふ、流籠列當よりし
と云傳、一講堂一字に二仏を置、其長以
後の事、よや古人、薬師堂とのを稱して、弘
法弘の号を以てさるゝ、ハけ處と云ふ、一より古

棟札にも薬師と牛あり

一 神名寺

職号なり貝系好古曰 聖武帝治く仏法
に依依しむい徳心の大神よりなるを建つれ
しと云

本号ハ梵名ハ山光勝寺といふ院号ハ教観院
坊号ハ学院坊と稱を古記より見へしなり
其の神名寺なるも夜よ其山を稱をけし
今ハ職号を以て英名とを先年大社考に
委し記傳れを略之延喜式才二十五出

羽國正税之月神名寺料一石あり

地方吹浦村柴免の月柴免といふ法師
領する田地の名あり

元和九年の水牯系連坊持言の月上田一反

三畝二十に中田二十二分上田三反に畝

二十八分学匠分とあり上中田反畝合七反

二十二分大概刈よつをれをふ未よ少し

是れにあられた神名寺領言の地の地あれば

延喜式に載る所の神名寺其の所の神名寺

はも事明白なりといふし正税の系に及ん

傳る神名寺郡付なられば何方の神名寺に

羅斐とゆふ人あり。皇史の文面を嚙ふさる。
とるく、より大御言、月山の直社ハ羽州の大神
よして皇中に給れならん。正税の条、小使
海郡と引付る。よふ及、神名寺も又大社の神
名寺あれば、皇中は隠れな。な。郡付な。
と見く、より、神名帳に載る所の社九元あれ
た祭料を載る。より、月山大御言の二社、る。二
社ハ大社の名神もして、此法を、余社より
あく、威積も、御言あふ。な。威。と、言祭料
此条附あり。と見く、より、当社の法社ハ神

名寺を、建あ。あ。当社を、始よ。して、寺料も、当
社の神名寺より、附始あ。な。り。一、外七元の
小社ハ、ハ、此法、と、ハ、祭料、此条附あり。り。り。り。り。
や、正税の条に、小社の神の、祭料付な。一、神を
多り。一、寺料、さ。一、此条附あり。さ。附あり。一、付る。
神名寺ハ、寺料、此条附あり。一、寺や、家を、忍て
正税の条に、載る。より、神名寺ハ、大社の神名
寺より、半、明白と、知る。一、且、三代、実、福、曰

光孝天皇、仁和元年、冬、十一月、二十七日
辛丑、六月、二十一日、日出、羽、国、秋、田、城、中、及

飽海郡神宮寺西濱^ニ石^ス鐵^クちく^ナ上古の寺
地ハ吹浦川の^{川筋今ハ}古^ハ磐^{ナリ}南にありて西濱の上
云火の爲^ニ焼^レと云傳^ハ傳^ル瓦の焼^レ
多^クあり地利^ハ史^ニ存^在合^ニ後社地^ノ水^ノ隅
は後^ニ長^年中^ニ又^今のち^地へ移^セと
北^ノ隅^ノ地名^ヲ今^ハ光勝寺^トい^フ六^支社の
神^ニ宮^寺より^{光勝寺}あり^一處^ニ今^ハ吹浦
村^ノ荒^荒光勝寺^ハ神^ニ宮^寺の^照當^{ナリ}と
思^ハ傳^ルハ^禊之

和泉國一^ニ大^多神^社の^神宮^寺を^神風^寺

とい^ふ又^淡河^一ニ^伊特^禊神^社の^神宮^寺
を^妙經^寺とい^ふ事^ニ文^書思^ハ今^ハ吹浦
又^麻呂^社の^神宮^寺を^伊洗^寺とい^ふ予^當
神^ニ宮^寺の本^号を^光勝^寺と^稱せ^とい^ふ
ハ右^ノ經^ト志^ス一^ニ神^ニ宮^寺の^寺とい^ふ之^ノ字
を^略せ^と一^ニ寺^ノなり^神宮^寺と^大徳^忌月^山の^字
神^ニ宮^寺なり^其神^ニ宮^寺の^ちハ^光勝^寺より^一て^磯号
なり^磯と^ハ光勝寺^本地^堂よ^おり^て佛^教の^法
法^ヲ神^ニ宮^寺て^天下^ニ佛^教を^弘を^磯と^キ根^元
ハ^本地^堂を^括て^神宮^寺とい^ふ又^寺号^ニ

對して山号を支那山といふ他玉もつけ
多しお創設是若家の東方に某所堂あり
是を神多寺と号ふと云ふ事云ふあり當
神多寺の号も根えハ本地堂より出ると知
べし延享三年寅子月此巡見山口勅立書後
案内に出る役人よ對して本地堂を指て
神多寺と作ありと云ふ事云ふ見あふ人
よりりもや山形支那山に三神多寺あり事
又小寺氏庄内記よ當社の神多寺を多目
かりと云得れり事あり先年大社考よ記
傳れを略す

神多寺の什物よ一振支那の曼荼羅二幅
天台智者大師の畫像一幅曼荼羅ハ智者大師の
畫上取より表裏
表裏の書あり十二天の板本智者大師の傳と云傳り表裏
事ハ實録を引て大社考に
記し傳れ
ハ書之去々年願忌元流密よ十二天の畫像
を請求於系部是を寫して彩板を彫る

神多寺本天台なり室永年中白府能波山
護持院下となり高云彩板の法流をお續に
上古位職しし僧名通史旧記よ見す中
真開山の世代ハ如左

一世憲深律一師二世法印宥遍三世慶采四世

秀頌五世靈精六世實照七世覺存八世祐晟

元和二年五月寂滅去十二年の格れは祐晟とありハ是もや晟ハ並の格もや九世範秀元和九年

八卦の末書に光勝寺住僧知泥秀書とあり十世秀尊十一世明舜十二世

覺槃十三世堅覺十四世宥鏡十五世学念

十六世祐采十七世覺求十八世尊惠十九

世得仁二十世卓采二十一世宗賢二十二世

賢雄二十三世文雅二十四世宗空二十五世

宥田尚阿住僧なり長八年に書し聲

明集光勝寺住僧采長とありは僧名右

世代の内ふら見くを采長の実名よてはな

まよやな入り

ぬ所山といふ事ありも大概ハ中傳れ九又

まて預まるにまハ二の歳よて大概を忘月

山の二社なり所至るを孝祿の名よて

所所といふの形なり山取あり山よハあ

らを神々寺に對まる山号よて同郡飛鳥

村飛鳥の学院觀音寺の山号を飛鳥山

と稱し又諸り是常念寺の山号を諸鳥山

といふがごとし飛鳥村に飛鳥山とて取り

ある山を——鶴屋又は是より同一皆古号に對
する山号之——而山もけ形も——て加州白山
煙社那州日光山神社の形も——あるす
被而ハ名付も山ありてそも山は鶴屋——あふ
友子玉史もも山号を以て神号とを吹
浦の社地飛鳥鶴屋の——とて此地は阿——す
——て吹浦山の林中に社ありた而山と
名付も山ありはあ——然をを代而山
大物忌神社月山神社又ハ而山社人おと
書有亦子載を傳ハ大なる。謠之而所山ハ
本地伝の山号之と家大物忌月山而所の
本地強陀業師と習合するが友子而山と
号すはは社職を付至——と事ハあ——と古
家元流ハ而山をを護する職なれを而
山列當而山元流と書事及元之社号
と又社家の假名亦の上ハ而山と書事ハ
元及元が——当社は限——け形あり辨
——と事之但白山日光亦に形も而ハ神号
又社家假名の上ハ山号を書た可なるんり
吹浦の事ハそ形ハあ——玉史を見らる

大物忌月山二社の上に^あ雨山と書く^るも
曾て^見之^は是^はあ^ら雨山とて^取あ^らふ^も山^はあり^し
さ^らに^院授^{たり}又古^き縁^起も^も大^日本^は大^物忌^月山^二社^の上^に
あ^り又^古神^号此^上に^あり^し
山^号を^書く^るの^院授^之又^あ雨^大明^神と^も
あり^し又^穩倉^庫より^下され^しる^院を^書く^も
あ^ら雨^大明^神と^{あり}亦^院院^例附^法法^神室^号
の^条も^も大^物忌^月山^あ雨^大明^神と^{あり}蒙^り
長^十六^年の^水牒^もあ^ら雨^大明^神と^{あり}又^え
和^十年^新田^目村^{より}神^領を^書く^るを^後家^系（書^立）

を^くる^院又^もあ^ら雨^大明^神と^{あり}あ^ら雨^大明^神と^平
よ^て山^の字^をな^する^はあ^ら雨^大明^神の^事より^して^社家^系
後^はも^もあ^ら雨^大明^神と^山の^字を^付れ^ば神^領
を^寺に^對する^山号^{より}よ^て亦^院院^例附^法法^神室^号
亦^院院^例附^法法^神室^号の^山号^之も^もあ^ら雨^大明^神と^山の^字を^付れ^ば院^例
院^と云^ふれ^りあ^ら雨^大明^神と^いひ^あら^雨山^とい^ふは
僅^の遠^ひな^れと^あら^雨と^いひ^あら^雨山^とい^ふは
山^とい^ふ（を^神室^寺に^對する^山号^{なる}事^と
辨^志る^人少^し蒙^り長^十六^年中^志村^家系^の役^人と
を^後家^系（渡^{され}し^る書^付け^は別^を志^す）

を——として書くもよや、本社を建立志すも事
をある山出堂と云ふより又元和九年吹浦
村の水牯子加屋志十第は宗谷武志志の張紙
——してある山社記と記——も右の括弧を
志しきり——と見へり元禄十一年領主方
より大物志神社祭式抄巻により書上
る出付ありはある山の号なり——寛永年
中より始てある山大権現ある山社人と
書得たり但上下り出付ありして山号を
書裁たりよや、神之家より括弧も出付の

ある山社号の上社假名のよは山号なり——
小寺氏唐月記より、山社（神名の間）
あれたを職ありざれば古実を志しん神
名寺をある社の名目なり事明らり——と書
得るハ大なる誤なり役人ホられを見て是
と心得る家流記より——して社職を五掃め
得る事にぬぬ志味なる社名是非を辨（志
らむ志家の手）に属し神祇長上と陸下知
ありても神名寺支配の社名として是を拒こ
神之家の古記古流文ハ誰より人なく誤

者の爲に後に没収せしむれ侍。

三石上郡山形に當る所を勅修して高野山

と稱せ別當三寺三寺といふは三寺といふの意の山号と平

地山と稱して高野山といふ号なり。白山日

光山のこく神号に稱せし高野山といふあり

さりとて大相忘月山高野山といふ可なり

高野山大相忘月山高野山といふ可なり

かり二神の位名の下に高野の二字を付する

ありといふありとく至るをなす稱事なりして

禁裏仙洞西神所とす。高野のりありとす。高野山

大相忘月山神社といふ所は二ヶ所あり山あり

て立をある神社のやうに傳へ侍りたり

宝永年中高野月山高野山勅修の地とは書

得たり延喜式正統系は月山大相忘とあり

高野山月山といふなり。神号に神号を對し

て月山大相忘とあり高野と稱して高野山と

号する事字面はあつてハ少の遠ひなれた

神社の爲に害ある事ハ禁ハ處置文字傳へ

は曲天はす分の見遠ひあれハ具合遠ひて

相礎圖は中々甚しして頗りこと。裁りする

人等を爲し一箇史を親能と一旧記を準拠
と一丈社の板石とぬめふ人あはば一箇家
業の基と一予二社の業を勤て辛苦
きり事三十七年蓋ハ一社の方を疎して
社に洞をそとて夜ハ一箇史のきりてを
て賑の事ありこりて二社の爲し心を
黄泉の害となりたしり

一瓦院二十又家

西山に付く瓦院あり古ハ天台種
て延暦寺下なり一と云傳り室永年中

より古云は改宗は二十又坊の内を
任坊を決して古後く遍照院を建
寺に遍照院ハ元和年中に亡く又
の院号もやけ坊ハ又珠云あり一
地社地の西山の山下にありて古
今ハ畑地となれり延喜式ハ又珠
とあり二十又坊ハ田樂法師あり
三十三と云之妻但多あり樂免
附祓飲る三十石又米一合の内
面は詳なれハ略之二十又坊の内

を撰て一和尙二和尙三和尙としし外外淨僧
兼仕法師あり

一多喜の前前に十字あり東を彩所南を六六間小橋
としし北ハ坊中中よりして多喜の内内なり西を
横所所として秋田田ハの色色なり彩所所は死人死あれ
ハ東の山下下に葬送送一古古家家より来て引等
は西ハ死人死を送送るささもハ多喜井井ありて穢穢を
多喜ハ無無なり坊中中は死人死あれば多喜井井の照
りあり出て彩所所を色色り光賜寺寺ハ葬送送也也古古ハ
坂子坂子葬り享保享保年中年中海禪寺海禪寺の古僧古僧禪暉禪暉彩小

古中に葬地葬地を祀り彩所所亦亦は死人死あれば多
喜の前前を色色一古中中は入入て引等に古法古法と祀
り一古古神神飛飛もあり古古ももや古僧古僧兼兼庵庵後後亦
祀祀なく横死横死きり又彩所所に葬葬位位せ一百姓百姓も
正年正年のうちうちに七人七人と引引終終せ一と云云六六間小
橋橋あり南南に鏡鏡て岩所岩所とししハあり中に古の
川川筋筋ありて小橋小橋一ツあり死人死ありても昔昔ハ
は橋橋を渡渡さるる葬地葬地ハ南南の方方村村ををくくままににま
遍遍古中古中の葬地葬地をを古古のむむめめのハ所所の中中程程程程
は向向くくハ小橋小橋あり俗俗ハ又又古古也裏裏及及をを色色り横

所より出て古申より入る年古法を犯して橋と
渡りたる所のありし中に葬送しし者
ありその後火災亦なく所りき橋のきく
位より東西の二町は眼を病て盲しもの
多くありと思候なる事之按するに古はけ
色当社の後川よりありりりや南河流
ハ堤の水のこ今ハ汚穢ハ津のものを
洗ひ濯ぐがゆに邪罪もあや古記曰
六十四代 田融院御宇當社威効遍滿
天下所以運歩者其望忽成就繫馮輦者

其願恣相從雖尔若觸穢類若輕忽族刑
彼罰此但衆生常習不信者溢国郡信心
者全村里是以載冥徳者稀尠被神罰者
實多然間於天聽奏達之奉成宣命於西
所大菩薩者也云々菩薩号をのみ事ハ予
去仍を去るを我社の神をも菩薩と稱し
奉り義申すもあれを相違て釋へし信
の事を罪しあふといふ文義ハ予よあめて
是を伝む

田菟曰百年以前ハ當村の川今ハ川筋ハ

あつた南面一本の本といふより若所西側
の裏の方屋陰を流横所井の陰も西海へ
流るるとも又古来の小橋は渡場ありて芝
表の下に正年村役人ホロカリ表 恥を付まふ海陰
よ出て往來しりるとも橋中も古く川へ
して應深く橋恥亦橋の下と云ふ入しに今
の川筋垣替しと橋中もあを傳れハ双方も
後く築出し一筋段と一りれむ後よ地とは
なれり橋も古く小橋もあつたしして名を
言藤橋と云りるとも西史をみるとに出羽の

海色よ言藤恥の恙しと事なくあれを唐
恥の恙しと事なす言藤橋といふ名付りりふ
や生徳を志る人なりといふ古昔も領主方
より当村より唐恥毒屋を立られ古来承下
を見れむ生徳なき事といふ藤橋村民者所の裏
地を括てふ二といふ文字志る人なり予按
まりに古く当社館のうちりて對戸といひ
りりりや

一 吹浦両館

両館ともに吹浦所の工よあり古人宰お後

といふ人吾位をし之といふ在田記あり
是も隄木の社今にあり又是も安徳及
堀といふあり上古の安徳もや又中古の安
徳もして多海三弟宗任の傳ありや村民
当村番人の吾所を此處といふ其館の下あり
が由に古唱へる詞の沙傳ありや上役一
人下役二人誇り思ふり吾之世に旅人は
出入の社を改め之村方とも蓋し一人數ハ二
人宛添妻を至く

一菅野館

吹浦村と丸子村の間にあり佐古の事ハ詳
かをも壬午西風ハ砂を吹立堀形も埋れ
今ハ僅沙まり壬代の事ハ石垣五弟急旨
と云しと云又菅野大徳といふ人吾位一
よりたしむ急旨の事ハ大社考ハ記し傳れ
ハ田舎之茂急旨圖象傳二ハ巻曰上杉憲政昏
弱もして軍政を治む菅野大徳上京云庫
木の臣辨傳もして就ハ濟りと云く羽源記
十ハ巻酒田堀合戦の条下に其以酒田乃
堀も上杉成より川村玄徳志田修理卿

西人籠居りけし中を破城を打出て三上
川を前に南て陣をり。又城より川水三上
平田志濃根依の地土百姓亦証具して又子
余人三手に分て防たり。一手に菅中城は
妙橋逆茂木を引堀切を掘て引籠れむ一
手に酒田の地氏三十六騎に所管合て又百
余人を白人吏二子余人女麻濃中浦吹浦は
の言ふを前に南菅中城を後陣に敷大旗
炮を懸双へて塩城三崎より寄きて。秋
田東方舟敷子流りて加勢の徳將を防ん

とき一手に酒田の所口は柵を結盡し一橋と
上坪矢稜を掘り那の溪を危し見て富士の
社を根小なり。溪地は陣をを堅めり。とき
享長六年五月に月の事。又一説曰酒田の城
を二手に分て一手に三上川の堤は防之。一
手に上林着稜といふ者も酒田の地氏十六
人を括係女麻吹浦の款を防ぎ菅中城を
後陣として防く。是秋田城を秋田城と稱
義光(加勢)の城(あり)により。妙新値(一
)とを菅中城大橋は白人三子人を以て菅中

館をもちし所よる海山の冒及も難延敵あり
押寄て攻りし敵はよ好水よ及吹浦にも由
親秋田の勢よ責破られりと言ふ吹浦村
孫た忠つとりしる姓の先祖一時の忠義小
よりて老子子刑の田地荒れりしる感状
あり花押の上よ氏の家名ありた何人といふ
事を知るは十ヶ年以前に見付れば年号
月日も今ハマすれ付る程追て得ぬへし又
津た忠つ家よ軍記堂廟あり毎面重砂子
よして勝利の二字をちてまゝ難延敵ありと

大正
五年

云ハハ上出羽守後家臣たりしけ付の合
戦よ志士社中に祀へし社家の妻子を棄て
て中産を具ししりり人を代を出して五
海しりり事松村受の岩彦之又赤書坊り
妻女を橋の下に隠れ又々民沼田場へ逃入
しにまゝく欠息りりものふ形田川の橋と引
きて川よ飛入水よ溺れて死ししもの其
教を志しさりしと今よ人はよ跡あり
徳家お太平記にはよ若狭少將勝利とあり
長末大蔵大補よ立お遠の系下よ 権現

系勝は退治のうゝあ栗州は下白の附伏見の
城西の丸の加幣に到れ一人なり

一白簀社

如麻村よりあり多神天照大神八幡宮春日
なりと云傳へりを代と云ハ八幡と云一社
衆有りき今もその社を方丈といふ社衆を
方丈といふ事西の風俗之又松養寺の境
内よ松養大明神といふあり吹浦直社の撰
社十二所の内なり当村ハ三碓の山はあり
て往古より関急あり頼り鬼より役人を下し

又村より伝妻人を至程意のもの出判をば
而も細至古有那三那の関と云一ハ是なり
といふ又云昔三碓山より手長足長といふ鬼
住てりの山より手を延程意の人を教へて云
喰ふ食ふ二三足の鳥飛來て鬼あり附ハ有
と云を鬼おをさ附ハ云となく有となく附ハ
人ありきと云となく附ハ人ありありき由ハ
よけ冥の名を有那三那の関と名付一と
いふ按古に栗山よ望城者と隠れ住おく
け而よ出て旅人切敷一衣袴を割五食用

と志くしりし事ありしをぬけしりくも長
長と云傳へたりもや古俗今も盛さるる若
を子長といふぬりし事の啼く事ハ今と
ても凶事なりとせむは頗よなること
殊しりしきこと是の爲ハ必使りし見へ傳れ
ハあり事にしては有邪無邪の二ツを啼か
しりといふハ附言の從なりし又中程郡
関材を括て有邪無邪の関の記なりといふ
人あれとも古歌の辨りて考れば地利似合
しりしに後報が集よ

若世山なるものやまやの関をしりし

若くそし人しぬをちりすらん

とあり歌の心を想はるに若世といふは影
よしりし若世の事にして仏山の名なりまや
仏及ハ平等利益の及ぶに有邪無邪の
関ありて是後さるに然ハしれハ若世山
なりといはとがめて伝はるまやけ歌よて考れ
ハ若世の山は有邪無邪の関ありと見へ
しりし予按さるに若世山ハ今の天竺山まや
旧老傳へ来し橋ふとしりし事の辨歌と云

と見えしをすあさをも居ぬこの表

とや〜とりの有那無那の関

といふ歌ありこの表とふ親香表花表神表
をいふとをる海山の下三礫山のよあり
村老女麻を括て有や無神の関といふを
授有といふ〜一歌の心を案する〜この
表をこころんとせよと難而なれをま〜えむ
よ〜は〜截をののりた関を出てあさせ
ハと〜と云然て関の関〜も事を詠る

よや 菅根足柄の難而とい（た三礫の山後
に〜あれを平地をりあとい〜いりなる
人〜あけな〜をい〜山をり事〜すす弱
ちりと柄とい〜ハ〜一の難而〜一里よ解
山皆抜石よ〜て籠の目を見り〜ありあ〜
昔昔り〜に〜を意バ〜戸深く落荆棘透
冒なく生前り根及を踏む事〜りか〜を
険阻よ〜して往來する人け及を〜に虫の
遠ふりあ〜と〜に〜して是をちやめ〜事〜あ
らたた月物後よ一丈礫の時ハ万卒も〜り

難しといひり自然の險阻を要害よりして
関の設け置けりしに毫もゆるり人ともや
やの解し

多海の嶽より三崎の上とハ古ハ大木無り
て樵夫おこしてハたをたらしを然も天正十九
年奥州九戸の亂を鎮めて上杉嘉勝降臨
しあつた月日の地上一揆を起し三崎ふふ
待伏しけりしに嘉勝幸平をこし一揆
多海山の嶽三崎ふふの上なる樵夫を求て
をを色し一揆おのち後よ出ぬふとありハ親

嘉勝を越えぬ事と小寺氏の後よ見しこ
己二二十年以前吹浦村の樵夫被急の心完
あり鶴を拾ふ因よ年ありて岩旃ふあり
に或人是を陳鶴といふ講堂よ初て近年
とありき

又或書よむやりし関たのかむやの関と
ゆやしとありとやしといふハ山嶽の陰
の深きをいふや古俗村里の陰影よ隠れ
て見しさをゆやといふ又ゆのたれぬ時
ゆやしとありといふ史よる使の二字を

しや〜と訓を天武紀曰若老病者進止
不使モヤク云々ニテ圖會に綱縲の
け市の又義を考れ

山岳險阻よ〜て使ら〜き力もな〜を止
自由な〜さも〜あ〜よめや〜の園と云〜
あや梅まらにめや〜ハ本名よ〜てもむハ
同考の趣よてむや〜た云〜まやうやむ
やハむや〜の精説よや又いあむやハらあ
ハいなむの畧後おやハむや〜の畧後よや
萩の志をりにむや〜の笑とハ萩麻をいハ
又栗削よありと云々又武士のいつさい

に志をりまらとや〜とりのむや〜の笑
といハ歌を詠して陸奥出羽の境よ行ふ
山ありま志けりて往來たやまら〜ず信の
志をり〜て〜行ざれハとや〜と
いハむや〜ハ彼山はよあハ笑之出羽の方
よあり平林よはあや〜とちのむや〜の
笑とありと云々陸奥出羽の境とありハ里程
飽海の境といハ事を變遷して出らよや
崇長十三年三月山本宗依泮浮一見の爲
よ下り傳り〜らる名而古説を尋て吟〜

くもぬるれ中に

いもさし出けまき日影の冥詠りあ

といふ白ありあふに有神を神の冥よそと
あり武士のいつさと詠し古歌を詠て詠向
をよそる白し出羽郡ハ玉府よして秋田仙
水あめ武士は及を往來志する事延喜式
驛るの条に空程能海小詠る傳の定ある
よそ志りハ三稜山東ハさるふにやうりて
朝日を見る事まき西ハ海よして日の入
事又余あよまきハ玉信物よ詠るる附あや

くといふ奇林よあやくとちといひハ險阻
をを見て詠傳るを去俗の詞を詠てあやくと
いよあめりあやとちハ思ふとちちとよめる詠
よして被毛對まきハ詞の友あふ人と詠た
險阻よ詠まきハ事をおやくとちのむむや
くの冥とふ云々もあや

一大師堂

三稜山の月大師塚にあり貞觀年中善覺
大師は西に自の形像を刻て建又善覺寺
を善劍一あふと云傳ハ一堂の銀よ玉輪

極て古代のおの僧坊の住持とて又岩井
木埋めてあり古或女け井の水もて種物を
洗ひれむと後水出ん柄と云傳へり又海陸
は壺堂とありそ取岩解ふあつむ木を折
差ひては音よりしてこ上テ取取名目抄へ
出づる宝庫の器をみるがあとし又そのあ
石上は一宇を建つる所ありて組合をき家
抄本今に朽滅せり按まらに傳記亦集へ
岩世山とよここ一はけありして又橋木の敷
交ありはて岩のあに建らるや乳世の尻

僧坊も恒意して再建立もなしく大所堂る色
跡りたると見へり女麻村強あつといふもの
古来より壺堂ありして領主より此所を
多下け壺堂理飽海あ郡の境もてあ不橋
示あり元禄十二年卯十二月豊理郡小砂
川村と女麻と郡境の境文を五智た小古氏
唐田記よ唐田領と豊利郡との境は関村と
といふ大なる誤り関村は二郡の境へ
立つる橋示も二里餘下にあり
一 け色の古俗横死してその阿れを塩城と

いふ所の神子神職を教て亡者の菩提を
祈。是をみさせよと云ふ。といふ神壇をりぬ
へ幣帛湯鴛を備り注連縄を引ま幣の垂紙
よ鳥の形を切。神子を幣をきて熱湯へ
浴し横死志く。り。一財のく。一。こ。あ。怒。よ
墮して苦。一。こ。を。更。る。扱。と。預。れ。む。古。俗。是
を亡者の靈魂神子の心へ。繋。結。り。て。院。す
ふ。なり。と。威。を。社。家。神。子。の。祠。よ。懸。一。て。今
日。祈。ふ。所。の。功。徳。よ。より。て。菩。提。よ。あり。あ。へ
と。中。横。死。志。く。る。もの。妻。子。を。身。よ。兼。帯。て

哭泣をり半を。一。半。終。れ。を。社。家。占。死。者。へ
靈骨を送る。何の命と福を。法
の意。款。よ。極。り 形。を。是。を。更。て
亡者仏果を得。く。り。と。執。ふ。み。さ。さ。よ。ら。鳥。の
事。と。を。そ。法。を。一。菩。提。を。救。る。の。強。志。なり
を。年。淳。圖。の。流。号。を。見。聞。神。職。の。業。よ。あ
ら。む。と。機。の。信。象。是。に。勵。ま。て。今。け。半。と。教
む。もの。稀。なり。社。家。も。暗。を。破。ま。る。もの。出
来。て。切。く。る。法。ハ。信。心。あり。く。半。あり。予
竊。よ。案。ま。る。に。者。世。山。と。い。ふ。あ。ま。い。の
あ。く。く。大。師。談。の。事。よ。て。け。山。よ。後。一。く。る

僧徒乱世の流け西を離れ去く西くに吾を
求め横死し一方向のちとあれむ忍能は随墮
落し劍林より身を里手職梓より骨を碎く物と
俗人より咄し一歩を放物を受て菩提を曇ら
し事を忍辱の社家邪子是をうらやみ神
仏の差別も志くまはけ及を習ひ傳へて古俗
不懐誕の事を云物を傳へを彼ののこれと
伝し三砂を有しといふ名付りりやや幣の
系紙より馬を解りも有や之やの関より伝へ
傳り之是のりくまの事より附言志くし事

まや

一坂崎村

延享二乙丑年人家を建て坂崎村と号す
同年二月沼田中町佐友藤花出つ父子砂山
に十丁を甲下植付を試翌寛永年代屋敷新
建至宝曆己年戌三月廿七日より下地の内記
所は方丈地より寄附し載松山門慈寺を建
立す乙酉年庚子月佐友藤花沼田より地を
これに移し八年癸三月に十丁の地取能書
より御書を下され帯刀出免御書書と文

丸の如し

飽海郡控佐々田畑砂除のこめ延享二年西
濱砂山に人家を築き為後村と号し一年々費用
米糶を何々して本を植林を催し家に海田所
人家を去け而して後居し一年々自分米糶と費
所家を去け而して後居し一年々自分米糶と費
一、勘方の事を植進年形林漸成り其功形然
るに由りて今度後居し其境を定む後年境
内田畑形築ありて丁字を改年貢米高役を
免すへし村果を免し其後支配より一、後居

為後院繪巻書與至者也

宝曆八年寅二月

膳部外左衛門下

鈴木筑古史下

久米子孫彦下

山崎恒之助下

山中孫右衛門下

石井新三郎下

あ三人ハ郡代なり山崎氏ハ郡奉行記二人
ハ代官也

巻花ハ実名上板美門系勝の長海田の城代

志田源理の末孫なり。源理幼少上のため小
城を居されしより幼男あり日以信作志と
し此来一神し砂金三百自在源牌所の古傳
し幼男を託け出家となし善徳を事ぬ
と頼むし傳是を後し幼男を携へ金生派
し源信を幼男後し出家を嫌ふ友し古傳
酒田深屋小徳佐友九弟志事しといふ者
妙抱を頼む如長の後九弟志事し娘を妻を
佐友友志事しと若菜中阿し別宅志事志事三
年甲午十月廿一日死云戒名本養澤之信士
澤之より友花と六代なり

15860

出相之凡士田志信卷之六

山形県立図書館



1-0324411-5